2022年 土木学会 契約管理技術セミナー 倫理・社会規範委員会 建設マネジメント委員会

紛争解決システムに関する分析

第**6**回(**2**限目) 2023.2.15.

五艘隆志

東京都市大学 建築・都市デザイン学部 都市工学科

j

1

我が国の紛争解決システム 建設業法 第3章の2 「建設工事の請負契約に関する紛争の処理」

第25条(建設工事紛争審査会の設置)

- 1. 建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため、建設工事紛争審査会を設置する。
- 2. 建設工事紛争審査会は、この法律の規定により、建設工事の 請負契約に関する紛争につき、<u>あつせん</u>、<u>調停及び仲裁を行う</u> 権限を有する。
- 3. 審査会は、中央建設工事紛争審査会及び都道府県建設工事 紛争審査会とし、中央審査会は、国土交通省に、都道府県審査 会は、都道府県に置く。

他の先進国では公的発注者の組織内に設置されていない

建設工事紛争審査会の所在地(1/5)

建設工事紛争審査会事務局の住所・電話番号一覧

審査会名	担 当 部 局		住 所	電話番号
中央	国土交通省土地建設産業局 建設業課紛争調整官室	〒100-8918	千代田区霞が関2-1-3	03-5253-8111(内24764)
北海道	建設部建設政策局建設管理課	〒060-8588	札幌市中央区北3条西6	011-231-4111(内29718)
青森県	県土整備部監理課 建設業振興グループ	〒030-8570	青森市長島1-1-1 県庁北棟3階	017-734-9640(直)
岩手県	県土整備部建設技術振興課 建設業振興担当	〒020-8570	盛岡市内丸10-1	019-629-5943(直)
宮城県	土木部事業管理課 建設業振興·指導班	〒980-8570	仙台市青葉区本町3-8-1	022-211-3116(直)
秋田県	建設部建設政策課 建設業班	〒010-8570	秋田市山王4-1-1	018-860-2425(直)
山形県	県土整備部建設企画課	〒990-8570	山形市松波2-8-1	023-630-2402(直)
福島県	土木部技術管理課建設産業室	〒960-8670	福島市杉妻町2-16	024-521-7452(直)
茨城県	土木部監理課建設業担当	〒310-8555	水戸市笠原町978-6	029-301-4334(直)
栃木県	県土整備部監理課建設業担当	〒320-8501	宇都宮市塙田1-1-20	028-623-2390(直)

中央建設工事紛争審査会パンフレット http://www.mlit.go.jp/common/001040877.pdf

3

建設工事紛争審査会の所在地(2/5)

群馬県	県土整備部建設企画課 建設業対策室	〒371-8570	前橋市大手町1-1-1	027-226-3520(直)
埼玉県	県土整備部県土整備政策課 訟務担当	〒330-9301	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-830-5262(直)
千葉県	県土整備部建設·不動産業課	〒260-8667	千葉市中央区市場町 1-1	043-223-3108(直)
東京都	都市整備局市街地建築部 調整課工事紛争調整担当	〒163-8001	新宿区西新宿2-8-1	03-5388-3376(直)
神奈川県	県土整備局事業管理部建設業課 調査指導グループ	〒231-0023	横浜市中区山下町32 横浜合同庁舎3階	045-285-4245(直)
山梨県	県土整備部県土整備総務課 建設業対策室	〒400-8501	甲府市丸の内1-6-1	055-223-1843(直)
長野県	建設部建設政策課建設業係	〒380-8570	長野市大字南長野字幅下692-2	026-235-7293(直)
新潟県	土木部監理課建設業室	〒950-8570	新潟市中央区新光町4-1	025-280-5386(直)
富山県	土木部建設技術企画課建設業係	〒930-8501	富山市新総曲輪1-7	076-444-3316(直)
石川県	土木部監理課建設業振興グループ	〒920-8580	金沢市鞍月1-1	076-225-1712(直)
岐阜県	県土整備部技術検査課	〒500-8570	岐阜市薮田南2-1-1	058-272-8504(直)

中央建設工事紛争審査会パンフレット http://www.mlit.go.jp/common/001040877.pdf

Δ

建設工事紛争審査会の所在地(3/5) 建設部建設政策課建設業係 長野県 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2 026-235-7293(亩) 新潟県 十木部監理課建設業室 新潟市中央区新光町4-1 025-280-5386(直) T950-8570 富山県 十木部建設技術企画課建設業係 〒930-8501 076-444-3316(直) 富山市新総曲輪1-7 石川県 十木部監理課建設業振興グループ 金沢市鞍月1-1 076-225-1712(直) T920-8580 岐阜県 058-272-8504(直) 県土整備部技術検査課 〒500-8570 岐阜市薮田南2-1-1 交通基盤部建設支援局建設業課 静岡市葵区追手町9-6 054-221-3057(直) 静岡県 〒420-8601 指導契約班 都市整備局都市基盤部 〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2 052-954-6502(直) 愛知県 都市総務課建設第一グループ 〒514-8570 津市広明町13 059-224-2660(直) 三重県 県土整備部建設業課 福井県 十木部十木管理課 〒910-8580 福井市大手3-17-1 0776-20-0470(直) 建設業グループ 滋賀県 土木交通部監理課建設業係 〒520-8577 大津市京町4-1-1 077-528-4114(直) 京都府 建設交通部指導検査課 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町 075-414-5222(直) 建設業担当 西入薮ノ内町 大阪府 住宅まちづくり部建築振興課 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 06-6210-9736(直) 建設指導グループ

中央建設工事紛争審査会パンフレット http://www.mlit.go.jp/common/001040877.pdf

5

建設工事紛争審査会の所在地(4/5) 担 当 部 局 電話番号 審査会名 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-341-7711(内4576) 兵 庫 県 県土整備部県土企画局総務課建設業室 T650-8567 奈良県 県土マネジメント部建設業・契約管理課 0742-27-5429(直) 〒630-8501 奈良市登大路町30 和歌山県 県土整備部県土整備政策局 〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 073-441-3064(直) 技術調査課建設業班 鳥取県 県土整備部県土総務課建設業担当 〒680-8570 鳥取市東町1-220 0857-26-7347(直) 島根県 土木部土木総務課建設産業対策室 〒690-8501 松江市殿町1 0852-22-5185(直) 岡山県 土木部監理課建設業班 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 086-226-7463(直) 広島県 土木建築局土木建築総務課 〒730-8511 広島市中区基町10-52 082-513-3813(直) 山口県 土木建築部監理課建設業班 〒753-8501 山口市滝町1-1 083-933-3629(直) 徳島県 県十整備部建設管理課振興指導担当 〒770-8570 徳島市万代町1-1 088-621-2523(直) 香川県 土木部土木監理課契約・建設業グループ 〒760-8570 高松市番町4-1-10 087-832-3506(直) 愛媛県 土木部土木管理局土木管理課建設業係 〒790-8570 松山市一番町4-4-2 089-912-2644(直) 高知県 十木部十木政策課建設業振興扣当 〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20 088-823-9815(直) 福岡県 建築都市部建築指導課建設業係 〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7 092-643-3719(直) 佐賀県 県土整備部建設·技術課 〒840-8570 佐賀市城内1-1-59 0952-25-7153(直)

中央建設工事紛争審査会パンフレット http://www.mlit.go.jp/common/001040877.pdf

建設工事紛争審査会の所在地(5/5)

長崎県	土木部監理課建設業指導班	〒850-8570	長崎市尾上町3-1	095-894-3015(直)
熊本県	土木部監理課建設業班	〒862-8570	熊本市中央区水前寺6-18-1	096-333-2485(直)
大分県	土木建築部土木建築企画課建設業指導班	〒870-8501	大分市大手町3-1-1	097-506-4516(直)
宮崎県	県土整備部管理課建設業担当	〒880-8501	宮崎市橘通東2-10-1	0985-26-7176(直)
鹿児島県	土木部監理課入札·指導係	〒890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2111(内3508)
沖縄県	土木建築部技術·建設業課建設業指導契約班	〒900-8570	那覇市泉崎1-2-2	098-866-2374(直)

全ての建設工事紛争審査会の事務局は、国交省か都道府県土木関連の部局(土木部や県土整備部など)の中にある

公共工事の場合、国土交通省や都道府県は当事者となることがある

中央建設工事紛争審査会パンフレット http://www.mlit.go.jp/common/001040877.pdf

7

第25条の2(審査会の組織)

- 1. 審査会は、委員をもつて組織し、中央審査会の委員の定数は、 15人以内とする。
- 2. 委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、中央審査会 にあつては国土交通大臣が、都道府県審査会にあつては都道 府県知事が任命する。
- 3. 中央審査会及び都道府県審査会にそれぞれ会長を置き、委員 の互選により選任する。
- 4. 会長は、会務を総理する。
- 5. 会長に事故があるときは、委員のうちからあらかじめ互選され た者がその職務を代理する。

他の先進国ではこういった任命はなされない

8

第25条の7(特別委員)

- 1. 紛争処理に参与させるため、審査会に、特別委員を置くことが できる。
- 2. 特別委員の任期は、2年とする。
- 3. 第25条の2第2項、第25条の3第2項及び第4項、第25条の4 並びに第25条の5の規定は、特別委員について準用する。
- 4. この法律に規定するもののほか、特別委員に関し必要な事項 は、政令で定める。

→建設業法施行令

第8条(名簿の作成), 第9条(特別委員の意見の陳述), 第10条(審査会の会議), 第11条(中央建設工事紛争審査会の庶務), 第12条(指定職員), 第13条(紛争処理の申請書の記載事項等), 第14条(代理権の証明), 第15条(公共性のある施設又は工作物), 第16条(紛争処理の通知), 第17条(あつせん又は調停をしない場合の措置), 第18条(仲裁委員の選定等), 第20条(仲裁委員が欠けた場合の措置), 第21条(仲裁判断の作成), 第23条(調書の作成), 第24条(調査の嘱託), 第25条(紛争処理の手続に要する費用), 第26条(申請手数料)

9

第25条の8(都道府県審査会の委員等の一般職に属する地方公務員たる性質)

都道府県審査会の委員及び特別委員は、地方公務員法 (昭和25年法律第261号)第34条、第60条第2号及び第62条の規定の適用については、同法第3条第2項に規定する一般職に属する地方公務員とみなす。

第25条の9(管轄)

中央審査会は、次の各号に掲げる場合における紛争処理について管轄する。

- 1. 当事者の双方が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるとき。
- 2. 当事者の双方が建設業者であつて、許可をした行政庁を異にするとき。
- 3. 当事者の一方のみが建設業者であつて、国土交通大臣の許可を受けたものであるとき。

(つづき)

- 2. 都道府県審査会は、次の各号に掲げる場合における紛争処理 について管轄する。
 - 1. 当事者の双方が当該都道府県の知事の許可を受けた建設 業者であるとき。
 - 2. 当事者の一方のみが建設業者であつて、当該都道府県の知事の許可を受けたものであるとき。
 - 3. 当事者の双方が許可を受けないで建設業を営む者である場合であつて、その紛争に係る建設工事の現場が当該都道府県の区域内にあるとき。
 - 4. 前項第三号に掲げる場合及び第二号に掲げる場合のほか、 当事者の一方のみが許可を受けないで建設業を営む者であ る場合であつて、その紛争に係る建設工事の現場が当該都 道府県の区域内にあるとき。
- 3.前二項の規定にかかわらず、当事者は、双方の合意によつて管轄審査会を定めることができる。

11

第25条の10(紛争処理の申請)

審査会に対する紛争処理の申請は、政令の定めるところにより、 書面をもつて、中央審査会に対するものにあつては国土交通大臣 を、都道府県審査会に対するものにあつては当該都道府県知事を 経由してこれをしなければならない。

第25条の11(あつせん又は調停の開始)

審査会は、紛争が生じた場合において、次の各号の一に該当する ときは、あつせん又は調停を行う。

- 1. 当事者の双方又は一方から、審査会に対しあつせん又は調停 の申請がなされたとき。
- 2. 公共性のある施設又は工作物で政令で定めるものに関する紛争につき、審査会が職権に基き、あつせん又は調停を行う必要があると決議したとき。

第25条の12(あつせん)

- 1. 審査会によるあつせんは、あつせん委員がこれを行う。
- 2. あつせん委員は、委員又は特別委員のうちから、事件ごとに、 審査会の会長が指名する。
- 3. あつせん委員は、当事者間をあつせんし、双方の主張の要点 を確かめ、事件が解決されるように努めなければならない。

第25条の13(調停)

- 1. 審査会による調停は、3人の調停委員がこれを行う。
- 2. 調停委員は、委員又は特別委員のうちから、事件ごとに、審査会の会長が指名する。
- 3. 審査会は、調停のため必要があると認めるときは、当事者の出 頭を求め、その意見をきくことができる。
- 4. 審査会は、調停案を作成し、当事者に対しその受諾を勧告することができる。
- 前項の調停案は、調停委員の過半数の意見で作成しなければ ならない。

13

第25条の18(仲裁の開始)

審査会は、紛争が生じた場合において、次の各号のいずれかに該当 するときは、仲裁を行う。

- 1. 当事者の双方から、審査会に対し仲裁の申請がなされたとき。
- 2. この法律による<mark>仲裁に付する旨の合意</mark>に基づき、当事者の一方 から、審査会に対し仲裁の申請がなされたとき。

第25条の19(仲裁)

標準約款末尾の「仲裁合意書」

- 1. 審査会による仲裁は、3人の仲裁委員がこれを行う。
- 2. 仲裁委員は、委員又は特別委員のうちから当事者が合意によつて 選定した者につき、審査会の会長が指名する。ただし、当事者の 合意による選定がなされなかつたときは、委員又は特別委員のう ちから審査会の会長が指名する。
- 3. 仲裁委員のうち少なくとも1人は、弁護士法第2章の規定により、 弁護士となる資格を有する者でなければならない。
- 4. 審査会の行う仲裁については、この法律に別段の定めがある場合 を除いて、仲裁委員を仲裁人とみなして、の規定を適用する。 14

紛争解決に関する 公共工事標準請負契約約款の条項

第59条(あっせん又は調停)(A)

和解解決を図る:契約書記載の調停人⇒建設工事紛争審査会

第59条(あっせん又は調停)(B)

和解解決を図る:建設工事紛争審査会

第60条(仲裁)

仲裁判断に服する:仲裁合意書に基づき,建設工事紛争審査会



- あっせん又は調停. 仲裁の存在が契約の公正・中立性を担保
- 審査機関の審査能力と公正・中立性が極めて重要

15

15

建設工事紛争審査会の法的位置づけ

- 1. 建設工事の請負契約に関する紛争の簡易・迅速・妥当な解決を図るために、当事者の申請に基づいて、あっせん、調停、仲裁を行う 公的機関 (注)建設コンサルタント業務は対象外
- 2. 建設業法に基づき、国土交通省及び各都道府県に設置され、建設工事の請負契約に関する紛争の処理を行う準司法的機関(ADR(Alternative Dispute Resolution:裁判外紛争処理)機関)
- 3. 紛争は、その内容に<mark>技術的な事項</mark>を多く含むこと、<mark>請負契約に関する様々な慣行が存在すること等から、解決が容易でない</mark>
- 4. 建設工事の紛争は、住宅の瑕疵を補修して雨漏りをとめなればならない、工事代金の支払いを受けて事業資金を確保しなければならないなど、早期解決を図る必要が特に大きい
- 5. 建設工事紛争の特徴に着目し、法律、建築、土木等の専門家の委員の知見を活かして、あっせん・調停・仲裁により紛争の簡易・迅速・妥当な解決を図るために設けられている

16

国交省 http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000071.html

裁判外紛争解決手続: ADR(Alternative Dispute Resolution)

- 1. 訴訟手続によらない紛争解決方法を広く指す
- 2. 「当事者間による交渉」と、「裁判所による法律に基づい た裁断」との中間
- 3. あっせん, 調停, 仲裁を行う
- 4. 時間・費用・手続きのほか、非公開という長所
- 5. 仲裁での解決を選択すると訴訟を起こす権利が失われる
- 6. ADR機関には司法機関, 行政機関, 民間機関がある

司法機関:簡易裁判所,家庭裁判所,地方裁判所

行政機関:原子力損害賠償紛争解決センター,

公害等調整委員会, 国民生活センター, 消費生活センター、労働委員会、紛争調整委員会、 労働相談情報センター、建設工事紛争審査会など

民間機関: 平成16年(2004年)裁判外紛争解決手続の利用の促進に 関する法律(ADR促進法)により,法務大臣が紛争解決機関の認証を 行うこととなった

注:2004年3月に法科大学院制度創設

17

17

DRを行う民間事業者

かいけつサポート一覧

認証番号	事樂者名	取り扱う紛争の範囲	住 所	連絡先電話番号	生,事業承継,金融• 保険,労働,生活環境,
0 0 0	公益財団法人 日本スポーツ仲 裁機構 JCN4011005002761	スポーツに関する紛争	東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLY MPIC SQUARE9階90 5	(03) 6 812-9 257	交通, 家事, スポーツ,
0 0 0 3	一般財団法人 家電製品協会 JCN5010005018544	商品の欠陥に関する紛争(家電)	東京都干代田区霞が開三丁目7番 1号霞が関東急ビル5階	(03)3 595-0 771	エネルギー ● 例えば「日本商事仲裁
0 0 0 4	公益財団法人 自動車製造物責 任相談センター JCN4010405009458	商品の欠陥に関する紛争(自動車)	東京都千代田区内幸町二丁目2番 3号日比谷国際ビル18階	0 1 2 0 - 0 2 8 - 2 2 2	協会」の仲裁人経験 者はほぼ弁護士
0 0 0 5	京都弁護士会 JCN9130005004792	民事に関する紛争(全般)	京都市中京区富小路通丸太町下ル 桝屋町1番地	(075) 231-2 378	● 建設工事に関する事
0 0 0 6	大阪土地家屋調査士会 JCN1120005004181	土地の境界に関する紛争	大阪市中央区北新町 3 番 5 号	(06) 6 942-8 750	業者はない ● 建設コンサルタント業
0 0 0 7	一般社団法人 日本商事仲裁協 会 JCN2010005013820	商事に関する紛争	東京都千代田区神田錦町三丁目 1 7番地廣瀬ビル 3階	(03) 5 280-5 161	務に関する事業者も いない 18
7.	去務省「かいけつ	ッサポート」https://ww	w.moj.go.jp/KA	NBOU,	/ADR/jigyousya/ninsyou-index.html

- 2/6現在177事業者
- 弁護士会, 社労士会, 司法書士会, 土地家 屋調査士会が多い
- 民事一般, 商事一般, 知財, 消費者, 事業再 生,事業承継,金融・ 保険, 労働, 生活環境 交通,家事,スポーツ, エネルギー
- 例えば「日本商事仲裁 協会」の仲裁人経験 者はほぼ弁護士
- 建設工事に関する事 者はない
- 建設コンサルタント業 務に関する事業者も

建設工事紛争審査会における「審理」

- 1. 各建設工事紛争審査会の所在地で開催
- 2. 審査会の管轄(当事者合意によって選択も可能)
 - (1) 中央審査会
- ①当事者の一方又は双方が国土交通大臣の許可を受けた建設業者である場合
- ②当事者の双方が建設業者で、許可をした都道府県知事が異なる場合
- (2) 都道府県審査会
- ①当事者の一方のみが建設業者で、当該都道府県の知事の許可を受けたものである場合
- ②当事者の双方が当該都道府県知事の許可を受けた建設業者である場合
- ③以上のほか、当事者の双方が許可を受けた建設業者でなく、その紛争に係る建設工事 の現場が当該都道府県の区域内にある場合
- 3. 中央建設工事紛争審査会での「審理」は、原則として、場所は国土 交通省本省(東京都千代田区霞が関)で、1~2ヶ月に1回(所要1 時間半~2時間)程度のペースで開催
- 4. 審査会の行う紛争処理の手続は、原則として非公開

国交省 http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000071.html9 申請書・答弁書作成の手引 https://www.mlit.go.jp/common/001032684.pdf

19

建設工事紛争審査会における申請手数料

【表:申請手数料の算出表】

(あっせん申請手数料)

請求する事項の価額	あっせん申請手数料の額
100万円まで	10,000円
500万円まで	価額(1万円単位)×20円+ 8,000円
2,500万円まで	価額(1万円単位)×15円+10,500円
2,500万円を超えるとき	価額(1万円単位)×10円+23,000円

(調停申請手数料)

請求する事項の価額	調停申請手数料の額		
100万円まで	20,000円		
500万円まで	価額(1万円単位)×40円+ 16,000円		
1億円まで	価額(1万円単位)×25円+ 23,500円		
1億円を超えるとき	価額(1万円単位)×15円+123,500円		

(仲裁申請手数料)

請求する事項の価額	仲裁申請手数料の額
100万円まで	50,000円
500万円まで	価額(1万円単位)×100円+ 40,000円
1億円まで	価額(1万円単位)× 60円+ 60,000円
1億円を超えるとき	価額(1万円単位)× 20円+460,000円

仲裁の場合

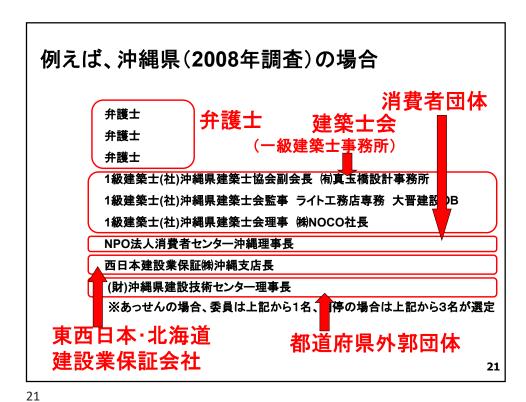
500万円案件 500×100+40,000 ⇒9万円

1億円案件 10,000×60+60,000 ⇒66万円

10億円案件 100,000×20+460,000 ⇒246万円

20

国交省 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000076.html



例えば、東京都(2022.12.10現在)の場合

弁護士 弁護士

弁護士18名

https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchik u/hunsousinsa/pdf/hs10_iin_r041210.pdf

(有)××工業・××工業ー級建築士事務所代表

㈱××設計常務取締役

××工房××一級建築士事務所代表 (株)××エステート代表取締役

(一社)××建築士事務所協会参与

㈱××建築計画事務所代表取締役

㈱××一級建築士事務所代表取締役 日本郵政㈱施設部首席建築家

××総合計画㈱代表取締役

㈱××建築設計事務所代表取締役

㈱××工務店代表取締役

㈱××××建築設計事務所代表取締役

××・アーキテクツー級建築士事務所取締役

(有) ××建築設計事務所取締役 (株)××設計代表取締役会長

××一級建築士事務所代表

(有) ××建築事務所代表取締役

㈱都市建築設計事務所××××代表取締役

××大学名誉教授

××エネルギーリサーチ㈱代表取締役 ××設計コンストラクション・マネジメント(株)ディレクター

(公社)日本技術士会××県支部支部長、幹事

建築設計事務所17名 工務店1名

建築設備3名

土木1名

22

委員となっている大学関係者の専門分野

<中央>

不動産学、家政学

建築環境、建築設備、建築法規、建築材料、建築構法建築構造、建築計画、電気設備

土質力学、土質基礎構造、コンクリート、地震工学

<都道府県>

家政学、法哲学、法学

建築環境、建築設備、建築法規、建築材料、土質力学

23

23

参考:海外(アメリカ)の仲裁組織

AAA (American Arbitration Association) Construction Mediation Panel アメリカ仲裁協会 建設調停委員 (2008年)

職種	人数
Attorneys(弁護士)	263
General Contractors(ゼネコン)	21
Architects(建築士)	12
Engineers (エンジニア)	46
Subcontractors (サブコン)	7
Developers(デベロッパー)	9
Surety(保証会社)	31
Total(合計) ^{※重複があるため一致せず}	357
Female(女性)	20(5.6%)

データ出典: NCDRC 2008 Midyear Meeting Summary - May 7, 2008 AIA Headquarters, Washington DC

参考1:アメリカの仲裁組織

AAA (American Arbitration Association) Construction Mediation Panel アメリカ仲裁協会 建設調停委員 (2008年)

	職種	人数
	Attorneys(弁護士)	263
	General Contractors(ゼネコン)	21
	Architects(建築士)	12
	Engineers (エンジニア)	46
	Subcontractors(サブコン)	7
	Developers (デベロッパー)	9
Ī	Surety(保証会社)	31
Ī	Total(合計) ^{※重複があるため一致せず}	357
	Female(女性)	20(5.6%)
	,	

技術に関する知識の ある弁護士が存在

日本の仲裁組織で は極めて少ない (5%に満たない)

保証会社の職員が 多い

データ出典: NCDRC 2008 Midyear Meeting Summary - May 7, 2008 AIA Headquarters, Washington DC

25

25

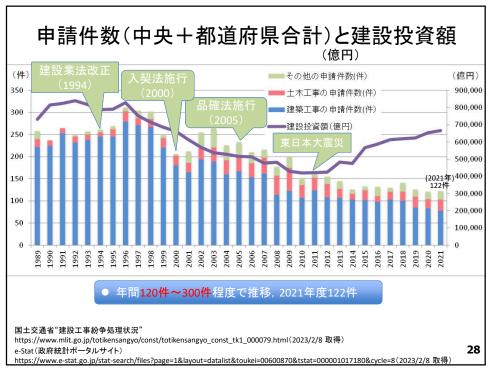
参考2: ネパールの仲裁組織 NEPCA (Nepal Council of Arbitration) ネパール仲裁評議会 (2009年)

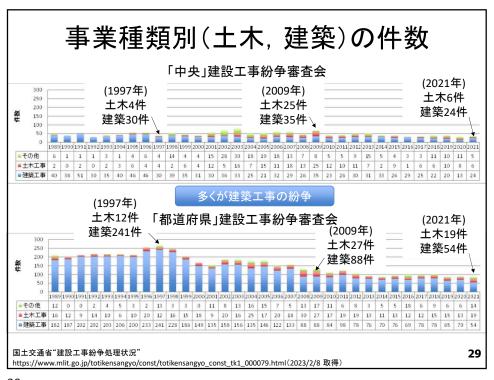
- 1991年にNPO(非営利組織)として設立
- 英国の専門家のアドバイスによって設立
- 常勤5名, NPO理事9名
- 年間12件の審査
- S.N.5, 6(レベル5, 6)の道路や河川案件
- 元官庁勤務の技術者が多い

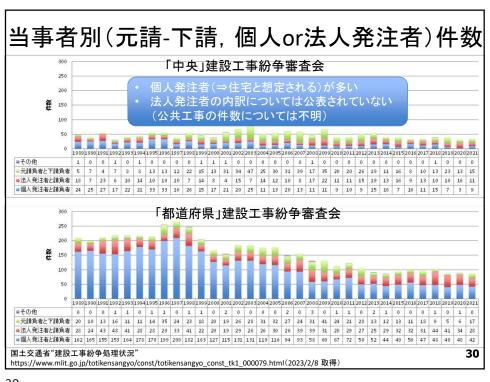


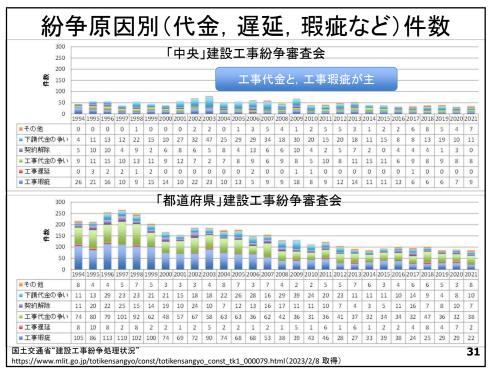


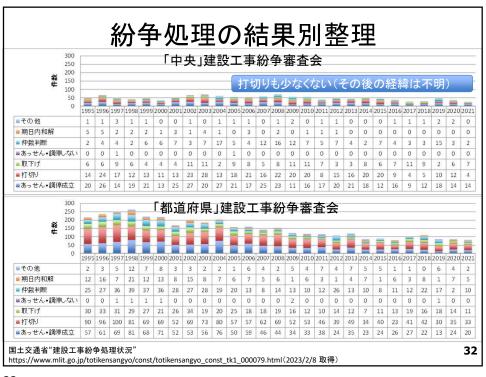
「中央」および「都道府県」 紛争審査申請件数の推移







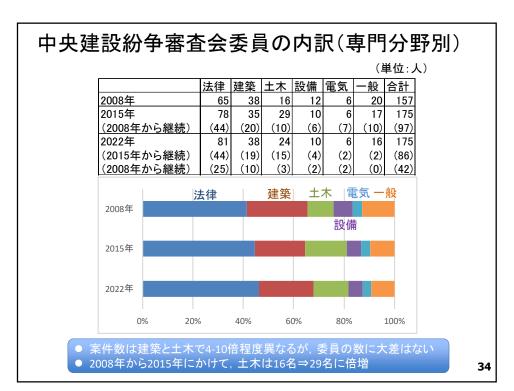


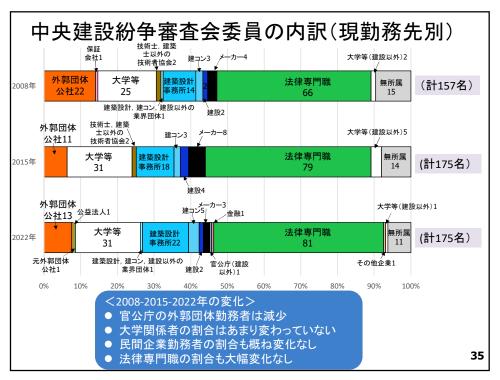


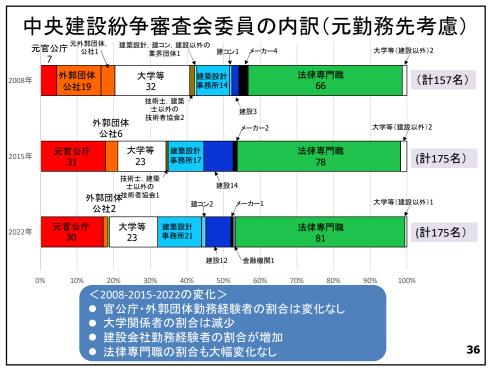
中央および都道府県 建設工事紛争審査会 委員の状況調査 (2008年, 2015年, 2022年調査での相違)

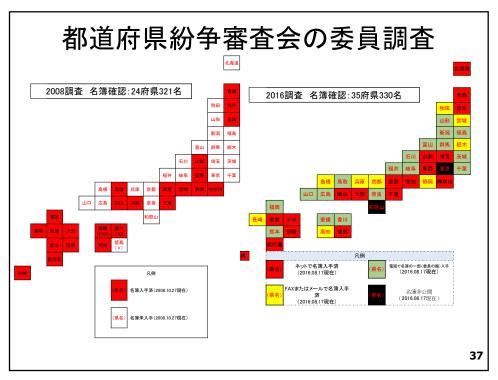
33

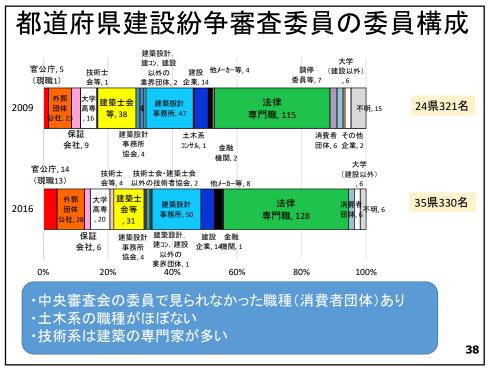
33











裁判での係争件数の目安と

紛争審査会での係争の件数比較

■裁判係争件数の把握方法:裁判所のHP内で公開された判決文

平成以降の全公開判例

建設工事に関する判例 「建築」and「公共」and「工事」と 「土木」and「公共」and「工事」で検索

審査会でも審査取扱い可能な紛争 (受発注者間の契約解除,事故対応,違約金等)

2万5318件

694 件
多くは住民からの訴訟

受発注者間の紛争
9件
0.04%

- 年間の係争案件数3,529,977件(2015年実績)
- 年間の公共工事に関する係争件数の概算 0.0004×3,529,977(件/年)≒約1,400件

同時期の審査会の申請件数(民間含む):100-120件

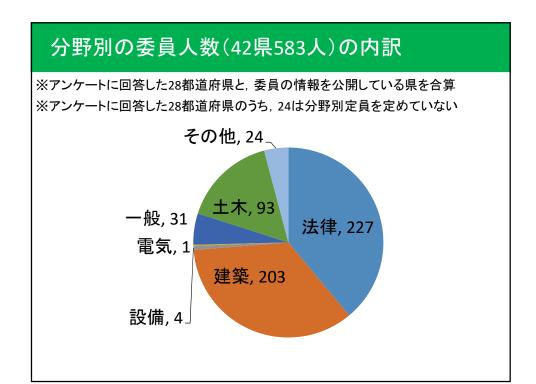
紛争審査会への期待は小さい? 認知度が低い?

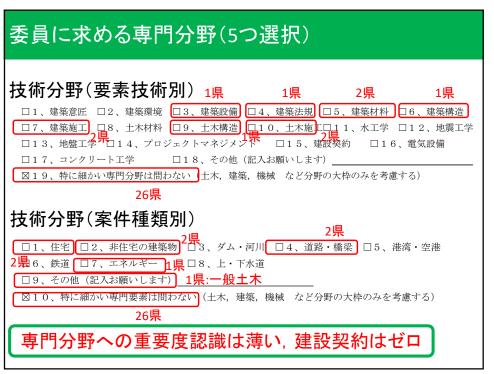
39

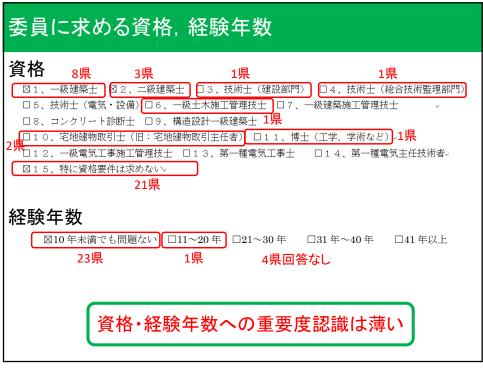
紛争審査委員に求める能力や専門分野

審査会の期待が小さい理由は 審査委員の能力への信頼が薄いことでは? 各都道府県の審査会にアンケート(2016年) (47都道府県中28道府県回答)

- ■委員選任に関する規定の有無・・・・規定あり3県、なし25県
- ■分野別の委員人数
- 委員に求める資格, 経験年数, 専門分野(5つ選択)
- ■委員の教育プログラム……全28県がそのようなプログラム無







我が国の紛争解決システムの現状と課題

建設工事紛争審査会は建設業法に基づく「行政機関」 委員は大臣or知事に任命される

- 民vs民間の紛争にはよく機能する形態⇒現状は建築(特に住宅)主体、土木は少ない
- 官vs民間の紛争には紛争審査会の独立性確保が課題

紛争審査会員の属性と能力

- 2008年では官出身の委員が多かったが, 2015, 2022年 で建設会社出身の委員が増えた
- 建設コンサルタントは1,2名と極めて少ない
- 委員の専門分野は特に意識されずに選定されており、建 設契約についてはほぼ不在 44

紛争審査会の独立性確保

- 官vs民間の紛争において、発注者側組織との独立性が不明確な機関が審査するとすれば、民側は判断の中立・公正性や、守秘に懸念をもつ
- 委員と特別委員を公務員として守秘義務を課している* * 草柳俊二:詳説「公共工事標準請負契約約款」建設契約管理の 理論と実践(下), 日刊建設工業新聞社, 2020, p.112

この形では審査会の独立性に懸念が残っている

- 建設業法25条に官vs民間の紛争を考慮した審査会 の独立性確保の記述
- 民間のADR(Alternative Dispute Resolution: 裁判外紛争処理)組織の活用

45

45

建設契約を理解する紛争審査会の人材確保

- 技術系の委員の専門分野は純粋技術分野がほとんど
- 建設契約を理解する弁護士は多くない
- 審査会における判断が法律と技術に集中
- 紛争の多くを占める「工事代金」の問題解決には建設契 約やコスト・スケジュール管理の知識が必須

 - 当セミナーや、大学で開講されている契約管理の授業などの活用→仲裁できる技術者の育成
 - ■官民間も含めた紛争事例集の開示
 - ■調停人、仲裁人への報酬の再考

46

